

おかやま人事ネット21ニュース8月号

〒700-0973 岡山市北区下中野 349-101 TEL:086-805-4556 FAX:086-805-4557

おかやま人事ネット21では、皆様のご相談を受付けております。

今月のトピックス 雇用保険法の改正

令和7年度から次のような雇用保険法改正があります。

- ① 高年齢雇用継続給付金の支給率上限10%に変更
現行の支給率の上限は15%ですが、R7年度中に60歳になる人（S41.4.2生まれ）からは10%になります。
- ② 育児休業給付金の支給要件の変更
育児休業の対象となっている子が1歳に達した時に保育園に入園できない場合に休業を延長できますが、育児休業給付受給延長をする場合には現行では「入所保留通知書」を添付すれば済みます。しかし来年度からはこれの他に「育児休業給付金支給対象期間延長事由認定申告書」と「入園申込書の写し」が必要になります。これは入園できない状況を作作的に作り出せないようにするための措置です。
- ③ 育児時短就業給付金の創設（R7）
育児休業給付金を受給していた従業員が、復帰後に引き続き育児短時間勤務をした場合に受給できる「育児時短就業給付金」が創設されます。これは子が満2歳に達する日までですが、早期の復帰を促すものです。

8月の総務

・賞与届



お薦め

野菜作り

今年やっとズッキーニと南瓜の作り方を体得しました。毎朝人工授粉（蜜蜂も手伝ってくれます。）をして、毎日収穫できています。手を掛けて作っているという満足感を日々感じています。

毎年収穫量が確保できて大満足なのはインゲン！野菜作り初心者にお勧め。放っておいても失敗しません。（個人の意見）

労務のワンポイント 育児・介護休業法改正令和7年4月

令和7年4月1日から育児・介護休業法が改正されます。主な改正内容は次の通り。

- ① 残業（所定外労働）の免除期間の延長
・3歳未満の子を養育するまででしたが、小学校就学前までに延長されます。
- ② 子の看護（等）休暇期間の延長と目的追加
・小学校就学前まででしたが、小学校3年修了までに延長されます。
・入学（園）式、卒園式等も取得することができるようになります。
・労使協定で除外ができるのは週2日以下の従業員だけになります。
- ③ 育児休業取得状況の公表の義務化（従業員301人以上の企業）
- ④ 一般行動計画策定時に育児休業取得等の状況把握や数値目標の設定の義務化（従業員101人以上の企業）
- ⑤ 両立支援措置の義務化（小学校就学前までの子を養育する従業員が対象）
これまで努力義務だった措置のうち2つを選択して義務化することになります。
措置内容は、始業時刻等の変更、テレワーク、新たな休暇付与、短時間勤務制等。
なお、施行日は⑤のみ公布日から1年6カ月以内に政令で定める日となっています。

耳寄り情報

令和6年10月からの教育訓練給付の拡充

労働者のスキルアップを支援するため、厚生労働大臣の指定を受けた教育訓練を受講・修了した場合、本人に対して教育訓練給付金が支給されます。支給対象者は、雇用保険に1年以上加入期間している人（離職後1年以内も可）、ただし、前回の給付金支給日から3年以上経過していることが必須です。

下記のとおり、給付金は専門実践教育訓練、特定一般教育訓練、一般教育訓練の3種類があり、それぞれ給付率が異なります。

	本体給付	追加給付（資格取得）	追加給付（賃上げ）	給付率合計
専門実践教育訓練	50%（年間上限40万円）	20%（年間上限16万円）	10%（年間上限8万円）	80%（年間上限64万円）
特定一般教育訓練	40%（上限20万円）	10%（年間上限5万円）	—	50%（年間上限25万円）
一般教育訓練	20%（上限10万円）	—	—	20%（上限10万円）

【本体給付は受講・修了後に支給される。追加給付は資格取得や5%以上の賃上げをした場合に追加して支給される給付】
企業が、社内でIT技術者を養成するため、受給資格を満たす従業員に対して情報関係の教育訓練（ITSSレベル3以上の資格取得を目指す講座）の受講を奨励して、その結果、資格取得をし、5%以上の賃上げを行った場合には、支給申請をすることにより、受講期間1年につき最大で受講費用の80%（64万）が従業員に支給されます。

給付金の受給要件や支給申請手続きについては、管轄のハローワークにお問合せください。